

# 健康福祉委員会資料

## (病院局関係)

### 1 令和5年度第5回定例会提出予定議案の説明

- (2) 議案第176号 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

資料 「川崎市病院事業の設置等に関する条例」の一部改正について

病院局

令和5年11月21日

# 「川崎市病院事業の設置等に関する条例」の一部改正について

## 1 改正目的・概要

令和5年10月1日に川崎市立3病院（川崎病院、井田病院及び多摩病院）が、神奈川県から「紹介受診重点医療機関」として公表されました。

井田病院については、紹介受診重点医療機関になったことにより、他の保険医療機関等からの紹介なしに受診する初診患者、及び、他の病院又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず受診する再診患者に対して、一定額以上の「特別な料金」の徴収が義務化されることから、この特別な料金（「非紹介患者初診加算料」及び「再診患者加算料」）を規定する条例の改正を行うものです。（なお、川崎病院及び多摩病院については、既に地域医療支援病院であり、この特別な料金を規定済みであるため、今回の改正の対象外です。）

### ●特別な料金の徴収が義務づけられている対象病院

- ・ 特定機能病院
- ・ 地域医療支援病院（一般病床 200 床以上） …川崎病院、多摩病院が既に該当
- ・ 紹介受診重点医療機関（一般病床 200 床以上）  
…川崎病院、井田病院、多摩病院が令和5年10月1日から該当

## 2 紹介受診重点医療機関とは

手術・処置や化学療法、放射線治療等の高度な医療機器・設備を必要とする外来を行っており、かかりつけ医などからの紹介状を持って受診いただくことに重点をおいた医療機関として、都道府県が公表した病院です。紹介状の有り無しにかかわらず、受診は可能ですが、紹介状が無く受診した場合は、「特別な料金」が原則必要となります。

この制度により、かかりつけの医療機関と紹介受診重点医療機関の役割分担が明確になり、大病院の混雑緩和・医師の負担軽減や、高度な医療を必要としている患者への医療資源の集中が可能になることが期待されています。

図 紹介受診重点医療機関について



[引用：厚生労働省作成「紹介受診重点医療機関啓発リーフレット」より]

### 3 改正内容

井田病院に関わる特別な料金（「非紹介患者初診加算料」及び「再診患者加算料」）を次のとおり改正・新設します。なお、この額は、川崎病院及び多摩病院と同額であり、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」に規定する徴収義務の下限額となっています。

(1) 井田病院に係る非紹介患者初診加算料を改定するもの

**現行：医科・歯科2,000円 → 医科7,000円、歯科5,000円**

※ 非紹介患者初診加算料とは、他の医療機関からの文書による紹介がなく初診を受ける者（徴収しないことについて正当な理由があると病院事業管理者が認める者を除く。）の当該初診に係る加算料をいう。

(2) 井田病院に係る再診患者加算料を新設するもの

**現行：規定なし → 医科3,000円、歯科1,900円**

※ 再診患者加算料とは、診療をした医師又は歯科医師が他の医療機関に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、再診を受ける者（徴収しないことについて正当な理由があると病院事業管理者が認める者を除く。）の当該再診に係る加算料をいう。

#### [徴収対象外の患者（例）]

- ・救急車での来院患者
- ・診療時間外に受診する患者（急を要するものに限る。）
- ・特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- ・災害により被害を受けた患者
- ・生活保護法による医療扶助を受けている患者 など

### 4 根拠法令等

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年3月6日号外厚生労働省告示第107号）

### 5 施行期日

令和6年4月1日（「特別な料金」の徴収については、新たに紹介受診重点医療機関として公表された日から6か月間の経過措置があり、市民への周知期間とするため。）

### 6 パブリックコメント

川崎市パブリックコメント手続条例（平成18年条例第72号）第4条第7号（納付すべき金銭について定めるもの）に該当するため適用除外

## 【参考】 その他の患者負担の取扱について

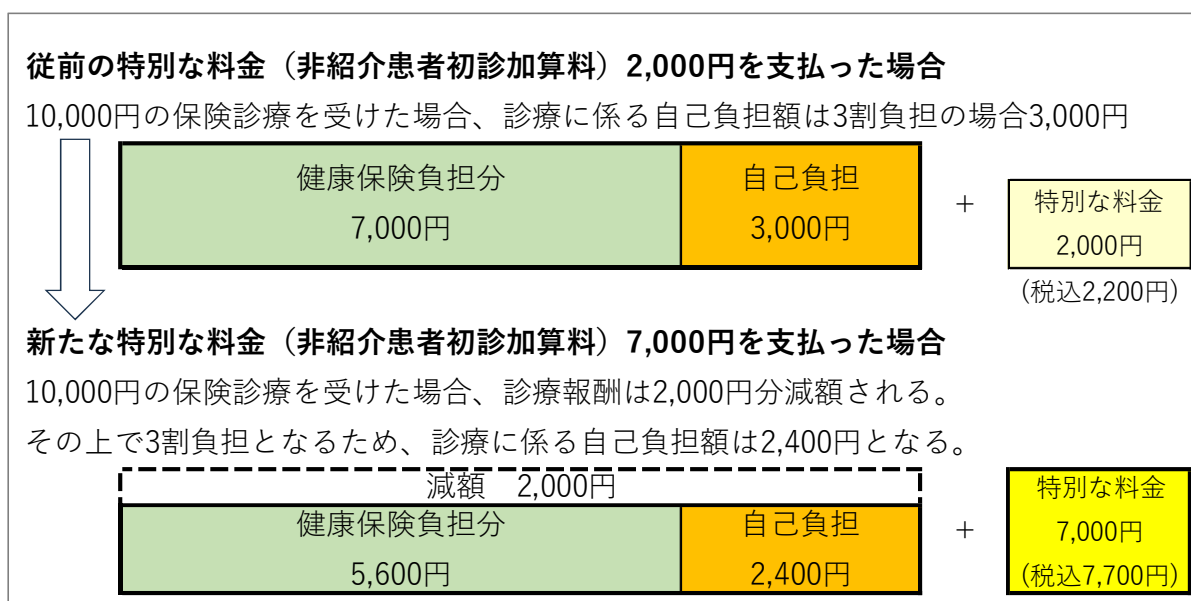
### 1 特別な料金（「非紹介患者初診加算料」及び「再診患者加算料」）を支払った場合の診療報酬について

「特別な料金」を支払った場合には、診療報酬のルールとして、保険給付の範囲から次の額が控除されます。

初診 医科 200点、 歯科 200点

再診 医科 50点、 歯科 40点（通常は1点＝10円）

例：特別な料金（非紹介患者初診加算料）を支払い 10,000 円の保険診療を受けた3割負担の患者のケース



### 2 紹介受診重点医療機関への入院について

紹介受診重点医療機関に入院する際には、保険診療の範囲で「紹介受診重点医療機関入院診療加算」として、入院初日に800点（3割負担の場合自己負担2,400円）が加算されます。

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市病院事業の設置等に関する条例 昭和41年12月19日条例第42号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）の規定に基づき、本市の病院事業の設置及び経営の基本その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(川崎病院及び井田病院の使用料及び手数料)</p> <p>第6条 川崎市立川崎病院（以下「川崎病院」という。）及び川崎市立井田病院（以下「井田病院」という。）において診療を受ける者並びに川崎病院及び井田病院の施設を利用する者から使用料及び手数料をその都度徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の使用料及び手数料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号、第46条第2項、第53条第2項第1号及び第58条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準その他法令等による算定方法（以下「診療報酬の算定方法等」という。）により算定するほか、別表のとおりとする。</p> <p>3 使用料について、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあつては、前項の規定により算定した額に100分の110を乗ずるものとする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(多摩病院の利用料金及び手数料)</p> <p>第16条 多摩病院において診療を受ける者及び多摩病院の施設を利用する者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p>	<p>○川崎市病院事業の設置等に関する条例 昭和41年12月19日条例第42号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）の規定に基づき、本市の病院事業の設置及び経営の基本その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(川崎病院及び井田病院の使用料及び手数料)</p> <p>第6条 川崎市立川崎病院（以下「川崎病院」という。）及び川崎市立井田病院（以下「井田病院」という。）において診療を受ける者並びに川崎病院及び井田病院の施設を利用する者から使用料及び手数料をその都度徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の使用料及び手数料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号、第46条第2項、第53条第2項第1号及び第58条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準その他法令等による算定方法（以下「診療報酬の算定方法等」という。）により算定するほか、別表のとおりとする。</p> <p>3 使用料について、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあつては、前項の規定により算定した額に100分の110を乗ずるものとする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(多摩病院の利用料金及び手数料)</p> <p>第16条 多摩病院において診療を受ける者及び多摩病院の施設を利用する者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p>



改正後				改正前			
うち初診を受ける者（徴収しないことについて正当な理由があると管理者が認めた者を除く。）の当該初診に係る加算料をいう。）				<u>措置に係るものに限る。</u> 以下「選定療養」という。）のうち初診を受ける者（徴収しないことについて正当な理由があると管理者が認めた者を除く。）の当該初診に係る加算料をいう。）			
再診患者加算料（選定療養のうち再診を受ける者（徴収しないことについて正当な理由があると管理者が認めた者を除く。）の当該再診に係る加算料をいう。）	医師による再診については3,000円、歯科医師による再診については1,900円			再診患者加算料（選定療養のうち再診を受ける者（徴収しないことについて正当な理由があると管理者が認めた者を除く。）の当該再診に係る加算料をいう。）	医師による再診については3,000円、歯科医師による再診については1,900円		<b>井田病院を除く。</b>
(略)				(略)			
上記によらないもの	実費			上記によらないもの	実費		
2 手数料 (略)				2 手数料 (略)			